

〒060-8638

札幌市北区北15条西7丁目
北海道大学医学部法医学教室
的場 光太郎 先生

2021/11/16

拝啓 的場先生

私、法務省矯正医官として高松少年鑑別所（高松刑務所併任）医務課に勤務する傍ら、香川大学医学部客員研究員として医薬品評価学研究を行っております、池田正行と申します。現在東京地方裁判所で行われている国家賠償訴訟で、法務省矯正局からの依頼で、被告国側代理人の一人として意見書を提出いたしました。その件で折り入って御相談申し上げたく、不躾ながら初めてお手紙差し上げた次第です。

本件は、2017年10月16日夜、月形刑務所に収容されていた伊藤 耕氏（当時62歳）の容体が急変し月形町立病院に搬送されましたが、翌10月17日0時01分に死亡した事案で、国を相手取って損害賠償請求訴訟が提訴されたものです。的場先生が死体検案書（甲6号証）をお書きになっています。ところが非常に奇怪なことに、もう一枚死体検案書が存在します。それが兵頭秀樹医師が発行した11月15日付の死体検案書（甲8号証）です。

原告は国が絞扼性腸閉塞を見逃し診断が遅れたために伊藤氏を救命できなかつたと主張し、決定的な証拠と称して、兵頭医師から「解剖診断書」が写真（添付CD）とともに提出されています。ところが、これも非常に奇怪なことに、この解剖が行われたのが、死後1ヶ月も経った2017年11月15日となっているのです。原告の陳述書（甲11号証）も同様に11月15日に解剖が行われたとの主張です。

もしそれが本当であれば、当然酷い死体现象が生じているはずであろうにも関わらず、兵頭医師による「解剖診断書」の記載内容は、紛れもなく死後間もなく解剖が行われたことを示しています。写真も同様に死後間もなくの所見です。晩期死体现象など、影も形もありません。

この一連の書面と写真の決定的な齟齬に対し、被告国は解剖記録の提出を要求しましたが、原告はそんなものは提出する必要を認めない。解剖時の録音も消去してしまったので存在しないと主張しました。そこで原告代理人（具体的には国の弁護士役を果たす東京法務局訟務部付検事）から依頼があり、私は兵藤診断書は科学的証拠として認められない旨の意見書を書きました。ところが裁判所は、写真があるのだから解剖が行われたことは間違いないとして、私の意見書を排除して審理が進んでおり、間もなく結審を迎えようとしています。訴訟指揮は断然原告有利であり、被告国は敗色濃厚です。

そこで的場先生にお願いしたいのは、以下の2点です。

1. 兵藤医師への事実関係の確認と
2. 兵藤医師から原告に連絡し、訴訟を取り下げるよう要請していただけないか

補

原告国は兵藤診断書に重大な疑義があると考えています。具体的には公文書偽造です。そして原告はその偽造公文書を用いて国から賠償金を窃取しようとしていることになります。正に犯罪です。原告勝訴が確定してしまえば、同時に公文書偽造と同行使、そして詐欺が成立してしまいます。

刑事訴訟法第二百三十九条第二項によれば「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」とあります。被告国の代理人はこの告発義務を果たすように迫られています。

この未曾有の事態に対し、被告国は訟務部付検事を含めて為す術を知りません。最後の最後には告発することにならざるを得ないでしょうが、その前に何とか穩便に訴訟を收拾したいというのが、被告国の本音です。兵藤医師にも何らかの事情があったと思いますが、もし原告が勝利すれば、自動的に兵藤医師は原告と共に告発され、起訴は免れません。たとえ執行猶予となつたとしても、医道審議会で重い処分を受ける可能性が大です。

的場先生におかれましては、何とか原告に訴えを取り下げてもらえるよう、あるいは他に良い解決方法があれば、それでも結構です。どうぞお知恵をお貸しください。メールで結構ですので、ご不明の点があればいつでも何なりとお問い合わせください。

池田正行

敬具

池田正行

massie.ikeda@gmail.com

〒760-0071 香川県高松市藤塚町 3-7-28

高松少年鑑別所 医務課

池田正行先生

お返事が遅くなり大変申し訳ございません。

私は解剖が必要だと思うという意見を述べた上であくまで推定死因として平成29年10月17日に死体検案書を記載したものです。

検察官や刑務所側が司法解剖しないと決めてしまったので、その後、

ご遺族が死因に疑問をもち、遺体を1か月間冷蔵庫で保管していた

ところ、承諾解剖を平成29年11月15日に実施したものとなり

ます。解剖には私も立ち会い、写真を撮影しております。北海道では

雪の中で2・3カ月埋まっている死体がよくありますが、死後1カ月

においても低温環境下ではかなり保存状態がよく、本件のように解

剖することができます。大変申し訳ございませんが兵頭先生の解剖

結果は事実であり、私が推定死因をつけたことも含めて検察官、刑務

所の初期対応の誤りということになろうかと思います。池田先生に

はご迷惑をおかけして大変申し訳ございました。

令和3年12月27日

北海道大学医学部法医学教室

的場光太郎

的場光太郎